

## 安平町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

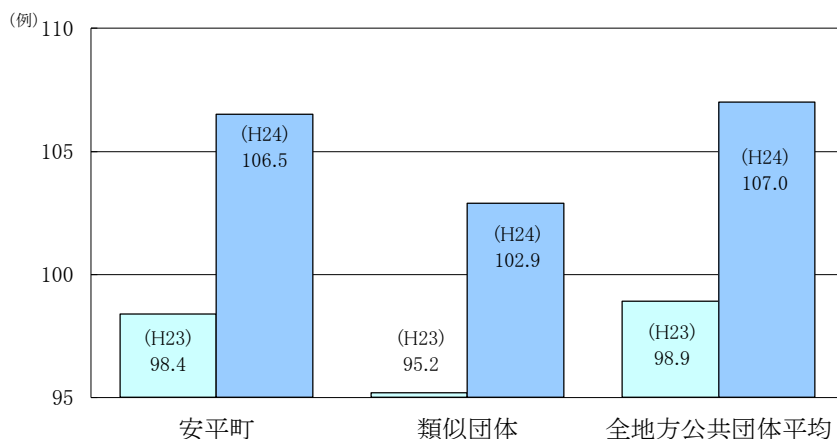
区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 8,673	千円 7,147,559	千円 101,925	千円 1,334,450	% 18.67	% 18.75

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体一人 当たり給与費(23年度)
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
24年度	人 148	千円 556,005	千円 94,670	千円 201,740	千円 852,415	千円 5,759	千円 5,694

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。  
 2 職員数は、24年4月1日現在の普通会計から給与を支払う職員数(特別職・再任用職員を含んだ全体数)です。  
 3 給与費支出額においては、すべて支給した手当額の合計です。

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
 2 類似団体とは、安平町と産業構造等類似団体のラスパイレス指数を記載したものです。

### 2 一般行政職給料表の状況（平成25年4月1日現在）

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600				
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600				

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

### 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

##### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
安平町	41.8 歳	322,062 円	371,812 円	345,412 円
北海道	45.4 歳	332,232 円	339,324 円	376,339 円
国	42.8 歳	304,944 円	372,906 円	372,906 円
類似団体	43.0 歳	317,283 円	358,424 円	347,483 円

##### ②技能労務職（安平町においては、技能労務職に属する職員はいません。）

- (注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

**(2) 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）**

区 分		安平町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	159,285 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	129,592 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	- 円	129,592 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	- 円	178,340 円	- 円
	高校卒	- 円	137,640 円	- 円

**(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（24年4月1日現在）**

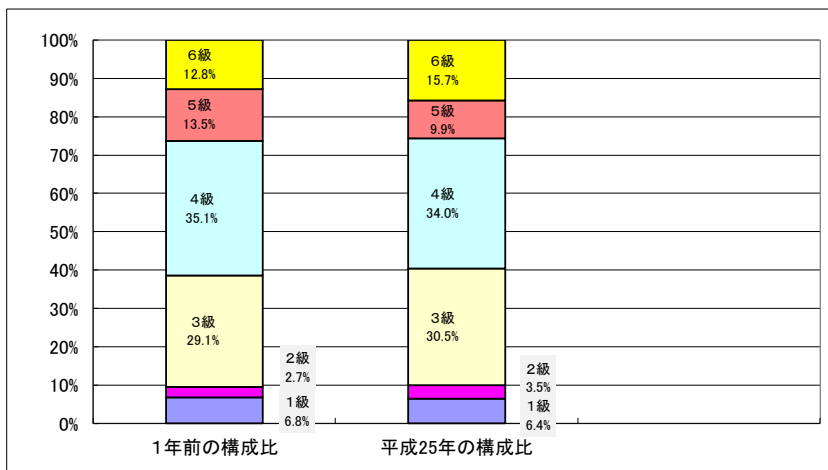
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	246,200 円	299,400 円	349,700 円
	高校卒	191,200 円	254,500 円	317,100 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円

**4 一般行政職の級別職員数等の状況**

**(1) 一般行政職の級別職員数の状況（25年4月1日現在）**

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	課長、室長、事務局長、会計管理者及び参事の職務	22 人	15.7 %
5 級	課長補佐の職務	14 人	9.9 %
4 級	主幹の職務並びに特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主査	48 人	34.0 %
3 級	主査(主査保健師、主査保育士及び主査教諭を含む。以下同じ。)及びこれらと同等のものとして町長が認める職務	43 人	30.5 %
2 級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	5 人	3.5 %
1 級	定型的な業務を行う職務	9 人	6.4 %

- (注) 1 安平町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



**(2) 昇給期間短縮の状況**

区 分		全 職 種
23年度	職 員 数 A	0 人
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	0 人
	比 率 B/A	0.0 %
24年度	職 員 数 A	0 人
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	0 人
	比 率 B/A	0.0 %

**5 職員の手当の状況**

**(1) 期末手当・勤勉手当**

安平町	北海道	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,414 千円	1人当たり平均支給額(24年度) — 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

**(2) 退職手当 (25年4月1日現在)**

安平町			国		
(支給率) 自己都合	勤奨・定年		(支給率) 自己都合	勤奨・定年	
勤続20年 23.03 月分	30.87 月分		勤続20年 23.03 月分	30.87 月分	
勤続25年 32.83 月分	38.96 月分		勤続25年 32.83 月分	38.96 月分	
勤続35年 46.55 月分	55.86 月分		勤続35年 46.55 月分	55.86 月分	
最高限度額 55.86 月分	55.86 月分		最高限度額 55.86 月分	55.86 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		

**(3) 地域手当**

**(25年4月1日現在)**

支給実績(24年度決算)		92 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		92 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	
札幌市	3 %	1 人	
	%	人	
	%	人	
	%	人	
	%	人	
	%	人	

**(4) 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)**

支給実績(24年度決算)		241 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		16,200 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		13.5 %
平成24年4月1日現在の手当の種類(手当数)		7種類
手当の名称	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
税務等手当	税の徴収(税外を含む。)の督促に従事した職員。	日額300円
	滞納処分(税外を含む。)に従事した職員	日額700円
移送業務手当	精神病患者又は寝たきり老人の移送業務に従事した職員	日額300円
死病人処理手当	死病人の処理作業に従事した職員	1回3,000円
感染症防疫等業務	感染症の防疫等の作業(感染症が発生するおそれがある場合に係る当該作業を含む。)に従事した職員	1日1,500円
畜犬・死亡獣畜等処理手当	畜犬・死亡獣畜等の処理作業に従事した職員	1日1,000円
火葬等業務手当	火葬業務に従事した職員	1体10,000円
家畜伝染病処理手当	家畜の伝染病予防、検査又は消毒業務に従事した職員	日額500円

備考 「感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項する感染症のほか、結核、ハンセン病並びに狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第2条及び家畜伝染病予防法(昭和25年法律第166号)第2条に規定する伝染病(特に人体に感染の危険のあるものに限る。)をいいます。

**(5) 時間外勤務手当**

支給実績(24年度決算)	14,475 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	237 千円

1,000円未満は切り上げしています。

**(6) その他の手当 (25年4月1日現在)**

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②22歳未満の子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳未満の弟妹 ⑤重度心身障害者 ②～⑤までは6,500円×人数 ・特定扶養加算 5,000円 ・配偶者のない場合、その内1人は11,000円	同		19,887 千円	209,337 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える額を支払っている職員	同		9,000 千円	230,769 円
通勤手当	①通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 自動車等の使用距離2キロメートル以上5キロメートル未満月額2,000円 5キロメートル以上10キロメートル未満4,100円 10キロメートル以上15キロメートル未満6,500円 15キロメートル以上20キロメートル未満8,900円 20キロメートル以上25キロメートル未満11,300円 ※この他の支給額については安平町職員の給与に関する条例を参照願います。	同		4,269 千円	69,983 円
地域手当	民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に対して支給する。月額は、給料及び扶養手当の月額に100分の3を乗じた額	同		92 千円	91,503 円

時間外勤務手当 休日勤務手当を含む	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 勤務1時間に対して100分の125から150までの範囲内で支給 ※この他の支給額については安平町職員の給与に関する条例を参照しています。	同		14,475 千円	237,295 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して100分の130から160までの範囲内において支給 ※この他の支給額については安平町職員の給与に関する条例を参照しています。	同		0 千円	0 円
宿日直手当	勤務1回につき4,200円常直的な宿直勤務にあつては、月額21,000円(現在、職員による宿直は行っていません。)	同		0 千円	0 円
管理職手当	課長職・・・月額 62,300円 参事職・・・月額 51,900円 補佐職・・・月額 31,700円	同		19,755 千円	506,538 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額	同		272 千円	19,428 円
寒冷地手当	毎年10月から翌年2月までの各月の初日において在職する職員のうち規則で定める職員に支給する。 世帯主で扶養親族のある職員 月額 26,380円 世帯主で扶養親族のない職員 月額 14,580円 その他の職員 月額 10,340円	同		14,982 千円	102,616 円
子ども手当 (児童手当)	0歳から15歳未満の子どもを養育しているとき ・3歳未満の子ども1人につき月額15,000円 ・3歳以上中学生以下の子ども1人につき月額10,000円	同		12,020 千円	207,241 円

該当人数については、支給月において変動いたしますが、最大人数で記載しています。

平均支給年額については、該当人数を割り小数点以下は切り捨てています。

## 6 特別職の報酬等の状況(25年4月1日現在)

給料	区	給料	月 額 等	
			(参考)類似団体における最高/最低額(24年)	
給料	市区町村	665,000 円 ( 700,000 円 )	807,500 円/	363,200 円
	副町長	570,000 円 ( 600,000 円 )	670,100 円/	365,000 円
	教育長	532,000 円 ( 560,000 円 )	- 円/	- 円
報酬	議長	250,000 円 ( 円 )	364,000 円/	220,000 円
	副議長	200,000 円 ( 円 )	285,000 円/	168,100 円
	議員	176,000 円 ( 円 )	263,000 円/	135,800 円
期末手当	町長	(24年度支給割合)		
	副町長	3.95	月分	
	教育長	(24年度支給割合)		
退職手当	議長	3.95	月分	
	副議長			
	議員			
	備考	(算定方式)	(支給時期)	
	町長	給与月額×483/100×勤続年数	任期毎	
	副町長	給与月額×305/100×勤続年数	任期毎	
	教育長	給与月額×267/100×勤続年数	任期毎	

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。

## 7 職員数の状況

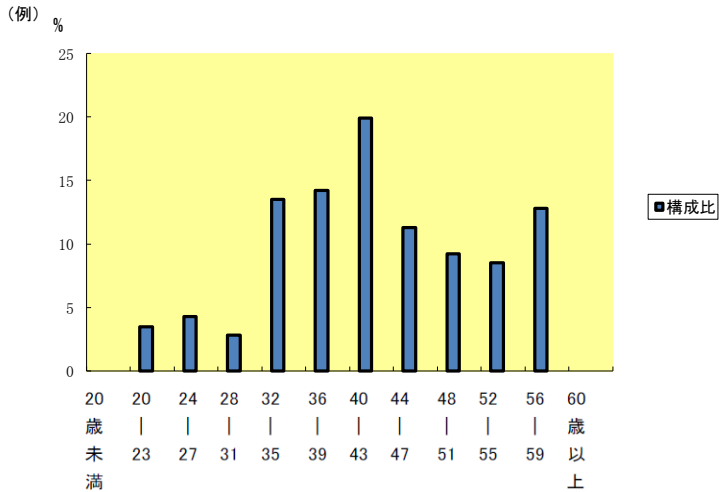
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成24年	平成25年		
普通会計部門	一般職員	100	95	△5	*機構改革による <参考>人口1,000人当たり職員数 安平町 10.9人 類似団体 12.2人
	計	100	95	△5	
	教育部門	28	26	△2	<参考>人口1,000人当たり職員数 安平町 14.4人 類似団体 15.0人
	議会部門	2	2	0	
	農業委員会	2	2	0	
計	132	125	△7		
公営企業計等部門	水道	6	6	0	
	下水道	5	5	0	
	その他	5	5	0	
	小計	16	16	0	
合計	148	141	△7	<参考>人口1,000人当たり職員数 安平町 16.2人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
2 [ ]内は、条例定数の合計です。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	0	5	6	4	19	20	28	16	13	12	18	0	141

## 8 職員の勤務時間その他勤務条件（25年4月1日現在）

### (1) 勤務時間

始業・就業時間	8時30分から17時15分まで
休憩時間	12時00分から13時00分

### (2) 休暇

有休の種類	年次有給休暇・病気休暇・特別休暇
有休の付与日数	年間20日間(繰越可能 限度40日間)

## 9 職員の分限処分及び懲戒処分（24年度実績）

### (1) 分限処分

処分の種類	処 分 事 由	人数
降任	職に必要な適格性の欠如	0
休職	心身の故障	3

### (2) 懲戒処分

区分	免職	停職	戒告
処分人数	0	0	0

## 10 服務（25年4月1日現在）

職員の服務の基本	地方公務員の服務については、地方公務員法で規定されていて、①法令・職務上の命令に従う義務 ②信用失墜行為の禁止等の遵守が基本です。
職務専念義務免除	職員の職務免除は次の場合承認されます。 ①研修を受ける。 ②免許の更新等

## 11 研修の状況（24年度実績）

区分	施設研修	グループ研修	職場内研修
主な研修名	胆振町村会主催研修及び ひ道市町村研修センター及 び市町村アカデミー主催 研修	まちづくり基本条例制定に向 けたプロジェクト研修(先進地 視察研修ほか)	人事評価制度 コミュニケーション能力研修 OJT・部下指導研修
参加人数	31	0	のべ167

## 12 福祉及び利益の保護の状況（24年度実績）

区分	受診状況
健康診断	総合健診100名 一般健診 35名

## 13 競争試験及び選考の状況（24年度実績）

平成23年度採用試験	一般事務職:管内共同試験17名応募(大卒17名) 1次面接8名、2次面接4名 採用者2名
------------	--